

○燕市つばめ子育て応援カード事業実施要綱

令和2年9月1日

告示第356号

(趣旨)

第1条 この告示は、妊婦及び中学生以下の子どもを養育する保護者に対し、つばめ子育て応援カード事業(以下「本事業」という。)に協賛する企業その他の団体及び個人事業主(以下「協賛企業」という。)の割引サービスその他の便宜の供与(以下「サービス」という。)を受けられることができるつばめ子育て応援カード(以下「カード」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の申込み)

第2条 本事業に協賛しようとする企業その他の団体及び個人事業主は、つばめ子育て応援カード事業協賛企業申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、協賛企業として登録することが適当と認めるときは、協賛企業であることを示すステッカー等を交付するものとする。

(協賛内容の変更)

第3条 協賛企業は、前条第1項の規定により届け出た事項において変更が生じたときは、つばめ子育て応援カード事業協賛内容変更届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(協賛の辞退)

第4条 協賛企業は、本事業の協賛を辞退するときは、協賛によるサービスを終了する日の1月前までにつばめ子育て応援カード事業協賛企業辞退届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(対象者)

第5条 カードの交付を受けられることができるものは、市内に住所を有する者

で、第8条第1項に規定する有効期間の初日において、母子健康手帳の交付を受けている妊婦及び中学生以下の子どもを養育している保護者とする。

(利用の範囲)

第6条 カードを利用することができる者(以下「カード利用者」という。)

は、前条に規定する妊婦及び保護者と同一の世帯に属する者で当該カードに氏名が記載されているものとする。

(カードの交付)

第7条 市長は、毎年、第5条に規定する妊婦及び子どもについて、1人当たり1枚のカードを交付する。

(カードの有効期間)

第8条 カードの有効期間(以下「有効期間」という。)は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中において交付される場合の有効期間は、カードを交付された日から当該日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条に規定する要件を満たさなくなった者の有効期間は、カードを交付された日から当該要件を満たさなくなった日までとする。

(年度途中における申請等)

第9条 年度の途中において転入その他の理由により新たにカードの交付を受けようとする者は、つばめ子育て応援カード交付・再交付・変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、交付を決定したときはカードを交付するものとする。

3 前2項の規定は、カードを紛失した場合又はカードの記載事項に変更があった場合について準用する。

(カードの返却)

第10条 カードの交付を受けた者が、第5条に規定する要件を満たさなくなったときは、速やかにカードを市に返却しなければならない。

(サービスの享受)

第11条 カード利用者は、協賛企業のサービスを受けようとするときは、当該協賛企業にカードを提示しなければならない。

(不正利用に対する措置)

第12条 カード利用者は、カードを第三者に貸与してはならない。

2 市長は、カードを第三者に貸与し、又は不正に利用したものに対し、カードの回収又は発行の停止等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。